

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 平成27年3月10日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

5番 諸橋太一郎君

6番 宮崎智君

7番 杉森弘之君

8番 須藤京子君

9番 黒木のぶ子君

10番 村松昇平君

11番 田中道治君

12番 市川圭一君

13番 山越守君

14番 小松崎伸君

15番 遠藤憲子君

16番 鈴木かずみ君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

21番 石原幸雄君

22番 板倉宏君

1. 欠席議員 2名

17番 利根川英雄君

18番 板倉香君

1. 出席説明員

市長	池邊勝幸君
副市長	野口憲君
教育長	染谷郁夫君
市長公室長	川上秀知君
総務部長	滝本昌司君
市民部長	坂野一夫君
保健福祉部長	清水治郎君
環境部長	八島敏君
経済部長	坂本光男君
建設部長	山岡康秀君
教育部長	吉田次男君
会計管理者 職務代理者	大和田伸一君
監査委員 事務局長	土井清君
農業委員会 事務局長	結速武史君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉川修貴君
総務部次長	藤田聡君
市民部次長兼 市民活動課長	岡見清君
保健福祉部次長	高谷寿君
保健福祉部次長	藤田幸男君
環境部次長兼 環境政策課長	梶由紀夫君
経済部次長兼 農業政策課長	飯泉栄次君
建設部次長	加藤晴大君
建設部次長兼 道路維持課長	太田健二君
教育委員会次長	中澤勇仁君

教育委員会次長 川 井 聡 君

全 参 事

1. 議世事務局出席者

事 務 局 長 滝 本 仁 君

書 記 中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成27年第1回牛久市議会定例会

議事日程第5号

平成27年3月10日（火）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 1号 牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第 2. 議案第 2号 牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 9号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第10号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第11号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第12号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第13号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第14号 牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について

- 日程第15. 議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16. 議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17. 議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18. 議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20. 議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21. 議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22. 議案第22号 平成27年度牛久市一般会計予算
- 日程第23. 議案第23号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第24号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第25号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第26号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第27号 平成27年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第28号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第29号 牛久市道路線の認定について
- 日程第30. 議案第30号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第31. 議案第31号 牛久市道路線の廃止について
- 日程第32. 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第33. 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第34. 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第35. 意見書案第1号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書の提出について
- 日程第36. 休会の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

17番利根川英雄君、18番板倉 香君より欠席の届け出がありました。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第34号の1件、意見書案第1号の1件並びに請願第1号及び請願第2号の2件が提出されました。なお、本日までに受理しました請願は、お手元に配付のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第1号ないし日程第33、議案第33号の33件を一括議題といたします。



議案第 1号 牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について

議案第 2号 牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について

議案第 3号 牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について

議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第22号 平成27年度牛久市一般会計予算

議案第23号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第24号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第25号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第26号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第27号 平成27年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第28号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第29号 牛久市道路線の認定について

議案第30号 牛久市道路線の路線変更について

議案第31号 牛久市道路線の廃止について

議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（山越 守君） これより議案第1号ないし議案第33号の33件について順次質疑を許します。

なお、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、議題に関して簡素明瞭にされるようお願いをいたします。

答弁に際しましては、的確かつ簡素明瞭にされるようお願いいたします。

また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますようお願いをいたします。

初めに、議案第1号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第1号について質問を行います。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、教育長が今度は特別職として市の執行のところに入るわけなのですけれども、今回、今までは教育委員会の委員、5名の中の1名であったということなのですが、今度はそういう中での中心となっていくということで、教育委員会の自主性というのは尊重されるのかどうか。その点が1件と、教育委員会委員長が今度はなくなりまして、教育長の代理としてなることの影響、この2点について伺います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

〔教育長染谷郁夫君登壇〕

○教育長（染谷郁夫君） 自主性ということですが、今までは教育委員長が教育委員会を主催していて、私は教育委員会の下で指揮監督を受けながら事務局のトップというような形でありましたが、今度は教育長のほうが教育委員会の主催と事務局のトップと2つになってくると思うので、主体的に今まで以上に動けるかなと思っています。ただ、教育委員会の監督のもとで動くということは変わっていないのかなと思います。

それから、代理ということでしょうか。（「教育長の代理」の声あり）そうですね、今までは教育長にあった場合には、代理は事務局職員が代理ということでありましたが、これからは教育長の代理は教育委員の中から選ばれるということで進められると考えています。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今、教育長の御答弁がありましたが、今度は教育委員会を主催するトップということになるということだということなのですが、その教育長、今度は市長が直接任命するという、そういうことになりますと、教育施策やらそういうチェックをする、改善とか、その真の改革に向けて力を尽くしていくことが教育委員会、また教育委員の役目だと思いますが、その辺で市長の権限等が強まるのではないかという懸念を抱くわけなのですが、その辺で牛久の教育行政について変わりはないかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

〔教育長染谷郁夫君登壇〕

○教育長（染谷郁夫君） これからは、今までは市長が議会の同意を得まして5人の教育委員を任命して、5人の教育委員の中で教育委員長や教育長を任命するということでしたが、これからは市長が教育長と教育委員を別に任命して、教育長は任期が3年、教育委員は任期が4年という別なスタンスになってくると思います。その中で、チェック機能ということは、先ほど申しましたように、教育委員会がチェックしていくと

いうことになってくると思います。

それから、その市長の権限云々ということですが、先日、全国の教育長会をやってきたのですが、教育のことは金も出さない、口も出さないというような市長さんもいるというようなこともありまして、教育委員会と市長の関係が今まで以上に連携がとれるのかなということを考えています。ただ、これまでを見ましても、教育の中身の人事行政、教科書行政、学校教育行政は、一切こちらで主体的に動いていまして、それは独自性を今までもずっと保ってきました。ただ、これからは、例えば児童クラブが教育委員会には委任されていて、私のほうに児童クラブがあります。おかげで、非常に全国的にも学校と連携がうまくいって、カップ塾やなんかも進めているというようなこともあったり、保育園と幼稚園が連携したり、今学校のさまざまなトラブルの問題で福祉と学校の連携とか、非常に濃くなっています。

そういうことを考えると、より一層連携を深くしながら、これまでどおり市長のほうに予算権と条例提案権、それから教育委員会の事務執行権は教育委員会という分担を明確にしながら、関係は深くとっていくというような形になっていくのかなと思っています。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第2号について質問を行います。

この議案につきましては、利用者負担額、つまり保育料の額を定める条例と理解をいたしました。今回、27年の4月1日から施行ということなのですが、子ども・子育て支援制度、そのもとでの保育料の算定ということになると思います。その中に、実は27年4月1日から施行されるわけなのですが、この年少扶養控除、子ども手当制度のことで、その財源に年少扶養控除、そしてまた特定扶養控除、これが縮小、年少扶養控除のほうは廃止ですね。これによって子育て世代が大変な増税となって、多く国民側から大きな批判が広がったということは御存じだと思いますが、この措置を受けまして、年少扶養控除を廃止前の税額で計算されるのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

それと、今度は標準時間、標準保育時間、そしてまた短時間の保育時間というふうになると思いますが、その2種類になる保育料についてはどういうふう考えるのか。

それと、この保育料については、現在でも規則で決められているのですが、現在階層が8区分に分かれているのですが、この階層の区分については変わりはないのかどうか、お願いします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、数点のご質問にお答え申し上げます。

まず、年少扶養控除でございますが、従前の保育料の算定につきましては、所得税の部分と住民税の部分、両方区分して計算していたわけでございますが、今回の子育て支援法で、国のいわゆる基準額、国で言う保育料の算定基準額が住民税のほうの1本になりまして、年少扶養控除につきましては、計算をしない形で廃止という形になりました。当市といたしましても、国の基準にのっとった改正をしております。これはすなわち施設型給付、運営費ですね、そちらの国庫負担の関係に全てはね返すということで、国の基準をそのまま使った形で設定をいたしております。

それと、2番目の標準保育時間と短時間、これにつきましても国の指針どおり、標準保育時間の1.7%の減の100円未満切り捨てという国の指針が出ておりますので、そのとおりに牛久市としても設定してございます。

それと、所得段階でございますが、詳しい保育料につきましては、規則のほうで議決後、この本議会で議決された後、あくまで条例につきましては、保育料の上限を定めるというような条例の設定でございますので、議会終了、議決後に今度は規則として定める予定でございますが、段階としては今までも11段階、さらに細かく分けてございますが、その所得段階はそのまま移行する予定でございます。できるだけ皆さんの変化がない形で移行するように設定してございます。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） そうしますと今、所得、年少扶養控除廃止前の税額で算定をされるということでは、この、結局算定、再算定を行うというのは、これは国からのことになると思いますけれども、結局、子供の数が、例えばゼロ歳から15歳の子供さんがいる、お一人の世帯では保育料は値下げになるというケースがあるそうです。また、反対に3人以上、多い人数の場合では保育料が値上がりするという、こういう事例が出ているそうなのですが、新しく預けられた子供さんと前からいる子供さんが、保育料にこういうことで差が出てくるのではないかとというふうに心配をされるのですが、その辺についてはそのようなことがないようになのかどうか、ちょっとその辺を確認をします。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） お答えいたします。

当然、今のお子さんと新しいお子さんの差があるような設定はするつもりはございません。既に2人目の子供さんは半額、3人目の子供さんは無料という制度は引き続き続いておりますので、3人目がふえるというようなことは、現実的にはその保育料の無料化のほうでなっておりますので、その辺についてはもし詳しいことがあれば、お教えいただければと思います。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 牛久市行政手続条例の一部を改正する条例なのですが、非常にちょっとわかりづらい部分がありますが、行政指導の中止等の求めということと、それから処分等の求め、この2点についてわかりやすい説明をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） それでは、ただいまの御質問、行政指導中止と処分等の求め、行政指導の中止等の求め、中止等の求めにつきましては、法律、茨城県の条例、市の条例に基づいて、市が行政処分をしたとします。その場合に、その条例に照らして、これは違法ではないか、要件に合致していないのではないかと考えた行政処分を受けた相手方が、その中止を行政に対して求めることができるというのが、これが条例的に権利として認められたということでございます。行政はその中止の求めに基づいて調査をいたしまして、いや、本当にこれは間違っていますねといった場合には中止しますし、いや、正しいですねという場合は、その場合の指導が続行されるというようなのが、中止等の求め。

処分等の求めにつきましては、やはり同じく法律、県の条例、市の条例に基づいて、本来は行政が行政処分等を行うべきなのですが、それがなされずに違法な状態が、先ほどですね、条例等に違反した状態があるといった場合に、これはどなたでも行政に対してその処分を求める、いや、あそこはこの条例に違反しているので、是正するように、その違反している人に対して指導してくださいというようなことを求めることができる、処分を求めることができる。やはり同じくこれに基づいて市が調査して、すべきだといった場合には行政処分をしていく、あるいは行政指導をしていくというような内容、その大きく2つの内容でございます。

○議長（山越 守君） 鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 想定されること、考えられることなのですけれども、例えば産廃業者、業者としてはそういうところがあったりとか、市民としては空き地や空き家などのその行政指導なんていうことがあるのかなというふうに思うのですけれども、そのほかを含めて、そういう具体例がどのような形で考えられているのかということについて伺います。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 個別に全て挙げるというのはちょっとデータを持っていないのですけれども、要するに、その指導とか勧告とか助言、そういった言葉はよくなされるものに対してが、今言ったようなことができるということです。あとは、処分と……それが行政指導ですね。処分といいますのが、行政処分と

いいのですが、許可とか認可とか、その権限でもって許可しますよ、認可しますよというような、そういったことをする内容が条例にうたってあります。そういうもの全てです。それに対して、今言ったようなことができるということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） ただいま同僚の鈴木議員の質問したことに関連するのですけれども、具体的な事例として、今、過去にどういうものがあつたのかというのは、挙げることは資料がないのでというようなことが、御発言があつたかというふうに思うのですけれども、これまでにどういうものが、どういう分野でこういうことが多く行われていたのかというようなことがあつたら、お示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 先ほど申しました、具体例、ちょっと把握しておりませんが、今まではこういったことはできなかったということが前提としてございます。というのは、これを申し立て、その場でおかしいんじゃないかという話はあつたかとは思いますが、それに基づいて、これは権利として認められて、その後の手続、行政として必ず調査して、それが適法か違法か、そういった判断をしていくことまで義務づけられたというのが、今回の趣旨でございますので、今まではもう単なるその、言葉は悪いですが、苦情とか、そういったことで終わってしまったものがそうなるということでございますので、具体例というのは、この条例に基づいては具体例はございませんし、該当しそうなものということですと、先ほど言ったようなものが該当しそうということでございます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） そうしますと、今後の中で、こうした行政力が発揮されるということは、市民の安心・安全な生活にとって重要であろうということを鑑みると、こうしたことを推進、積極的に推進していくことは大事だというふうに私も認識しました。

それで、これをもう1歩進めると、ほかの、他市の例をちょっとネット等で検索してみると、そうした行政指導の事実なども公表して、市民生活に大きな影響があるような安全の確保、それから自然環境の保全、それから災害防止等、市民に公益上重要と思われるようなことについては、その行政指導を行った事実を市民に公表するというようなことをうたっているところもあるわけで、それは勝手に行政、できるということではなく、行政手続審議会というような機関を置いて、そこで諮った後に公表するというような手続をとっているようではございますけれども、牛久市の場合は、今後こういうことを考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山越 守君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） 個別にそういったものが発生した場合には、個別の条例等に手続等が定められておきまして、公聴会とか、制度的にはですね、公聴会とか聴聞会、そういったものが定められておりますので、それはそれで行っていくことと思います。その先、さらに一般的なものとしての公表、これは検討に値すると思いますので、検討していきたいと思います。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第10号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第10号について質問を行います。

この10号、そしてまた11、12と、いずれも地方分権一括法の附則、基準の見直しによるものだと理解をいたします。拠出面積とか、職員配置などの基準について、条例委任をするということなのですが、今

回、このように改正をされるということは、国の基準が大変低いんですね。その低い基準に現場の実態に合わないで不十分であるということは明白ではないかと思いますが、市として独自に上乘せをする、そういうような考えがないかどうか伺います。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 御質問にお答えいたします。

今回のこの10号以下の、10号、11号、12号ですが、先ほど議員のほうからもありましたように、国の基準が改正になったことに伴いまして、牛久市の条例の一部を改正するものでございます。今回の改正に当たりましては、基準の緩和ですとか、さまざまな国のほうで基準の改正が行われましたので、市のほうでもそれにのっとり、それに沿った形で今回の条例案の改正を行っております。

この中で上乘せということですが、今のところ、市のほうではその基準の上乗せというのは考えてございません。以上です。

○議長（山越 守君） 遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 上乘せの考えはないということなのですが、結局、国は一応ナショナルミニマム、最低生活基準を保障するため、こういうことを言っているのですが、このようにこの基準の見直しというところで、緩和という次長の答弁もありましたが、結局、その中身は国の責任は地方に、やはり丸投げをして押しつけてくるというふうに私どもは考えます。ですから、やはり自治体というのは住民の福祉の増進、こういうような責務があるわけなので、ぜひこのような責務を果たせるような支援策を講じるべきと考えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山越 守君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） お答えいたします。

このたびの国の基準の改正につきましては、さまざまな形で施設の運営の基準等の見直しを行って、施設側としてはこれから先、運営がしやすくなる、また利益が出るような、そういう改正になるかと思えます。先ほど国の責任の丸投げというようなことでありましたけれども、そういうものではないと考えております。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第10号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第11号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第12号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第13号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第14号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第16号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第16号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第17号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第18号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第18号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第19号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第19号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第20号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第21号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第21号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第22号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第23号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第24号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第24号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第25号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第26号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第26号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第27号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第27号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第28号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第28号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第29号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第30号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。
次に、議案第32号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

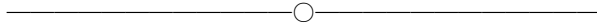
○議長（山越 守君） 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第34、議案第34号についてを議題といたします。



議案第34号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。副市長野口 憲君。

〔副市長野口 憲君登壇〕

○副市長（野口 憲君） 現在上程しております議案に加え、本日、追加議案1件を上程いたします。

議案第34号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

建設部道路建設課一般職非常勤職員の運転する公用車が、工事現場巡回のため移動中、ふれあい通りの栄町3丁目交差点付近において、つくば市方面に向かうため交差点を右折しようとして右折レーンに進入しました。その後、道路脇のセブンイレブン栄町2丁目店に入ろうとして停車していた前方の車両を避けて、右折レーンから左側の走行車線にはみ出したところ、公用車の後方から走行してきた被害者車両の右側に衝突し、損害を与えたことについて、当事者と示談し、同車両の損害に対する損害賠償の額を定めるものであります。

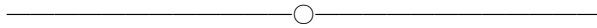
○議長（山越 守君） 以上で、副市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第34号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第35、意見書案第1号の1件を議題といたします。



意見書案第1号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援をを求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） それでは、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書案。

朗読により提案理由とさせていただきます。

平成25年3月に予防接種法が改定され、同年4月より子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となった。し

かし、全国で接種後の副作用の事例が相次いで報告されたため、厚生労働省は同年6月、一時的に定期接種を積極的に推奨することを控える方針を決定した。

平成26年8月29日、厚生労働省は過去にさかのぼった副作用の症例の調査や、報告された症例の健康状態の追跡調査を強化する考えを明らかにした。また、副作用に対する適切な治療が受けられる協力医療機関を都道府県に少なくとも1カ所整備し、過去の症例も含めた副作用を確実に報告するよう、医療機関や自治体に協力を要請する取り組みを9月から開始すると発表した。

現在、厚生労働省は、当該ワクチンと副作用との因果関係について検証しているが、健康被害を訴えている方々に対し、原因究明や救済体制など遅々として進んでいない状況である。

牛久市では、平成26年12月より接種直後から、持続的な痛みと重篤な倦怠感、そして現在は歩行が困難な状態にある当該ワクチン接種者に対して、医療費及び医療手当を給付する支援を開始した。

国においては、これまでの子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害について実態把握をするとともに、保護者による報告書の提出が可能であることを広く周知することが必要と考える。また、日常生活に支障が生じている方々に対しては、早急に医療支援を実施することを強く求める。

記

1. 副反応被害者に対し、安心して治療に専念できるような予防措置を早急に講ずること。
2. 副反応被害者の実態調査を行い、1日も早く原因を究明し治療方法を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

牛久市議会としては、全会一致で提出しようと考えております。御協力よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 柳井哲也君。

○19番（柳井哲也君） 予算措置を早急に講ずること。間違って読んだようでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で意見書案第1号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第21号の21件、議案第29号ないし議案第34号の6件、意見書案第1号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会へ付託いたします。

◎総務常任委員会

- 議案第 3号 牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて

◎教育民生常任委員会

- 議案第 1号 牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 議案第 2号 牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 議案第 6号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について

議案第14号 牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について

議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

意見書案第1号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書の提出について

◎産業建設常任委員会

議案第7号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 牛久市道路線の認定について

議案第30号 牛久市道路線の路線変更について

議案第31号 牛久市道路線の廃止について

議案第33号 工事請負契約の締結について

平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）各常任委員会付託事項

第1条 第1表 歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
1 市 税	1 市 民 税	1 個人		
	2 固 定 資 産 税	1 固定資産税		
	6 都 市 計 画 税	1 都市計画税		
12 分担金及び負担金	1 負 担 金		1 民生費負担金 2 教育費負担金 3 衛生費負担金	

13 使用料及び手数料	1 使用料		45 教育使用料	1 総務使用料
	2 手数料	1 総務手数料		4 土木使用料
14 国庫支出金	1 国庫負担金		1 民生費国庫負担金	2 衛生費国庫負担金
	2 国庫補助金	6 消防費国庫補助金 8 総務費国庫補助金	3 教育費国庫負担金	
	3 委託金	1 総務費委託金		
15 県支出金	1 県負担金	2 民生費県負担金 〔4 災害救助費負担金〕	2 民生費県負担金 〔1 社会福祉費負担金 2 児童福祉費負担金〕	
	2 県補助金		1 衛生費県補助金 2 衛生費県補助金 〔小児救急輪番制運営事業費補助金〕 5 教育費県補助金	2 衛生費県補助金 〔廃棄物処理施設整備費補助金〕 3 農林水産業費県補助金 4 土木費県補助金
	3 委託金	1 総務費委託金		
16 財産収入	2 財産売払収入			1 不動産売払収入
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金 2 職員退職手当基金繰入金		
20 諸収入	1 延滞金加算金及び過料	1 延滞金		
	4 受託事業収入		1 民生費受託事業収入 3 教育費受託事業収入	
	5 雑入	5 雑入	5 雑入	5 雑入
21 市債	1 市債	1 民生債 2 土木債 3 教育債		

第 1 条 第 1 表 歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費 (目) 1. 議会費 (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費 2. 文書費 3. 広報広聴費 6. 財産管理費 7. 企画費 8. 交通安全対策費 9. 電子計算費 10. 自治振興費 14. 総合窓口費 15. 男女共同参画費 17. 職員退職手当基金費 18. 諸費 (項) 2. 徴税費 (目) 2. 賦課徴税費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費 (目) 1. 戸籍住民基本台帳費 (項) 4. 選挙費 (目) 5. 牛久市農業委員会委員選挙 (項) 5. 統計調査費 (目) 2. 指定統計費 (款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費 (目) 2. 非常備消防費 3. 消防施設費 4. 防災対策費	(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費 (目) 1. 社会福祉総務費 2. 老人福祉費 3. 介護保険費 4. 障害福祉総務費 5. 支給審査会費 6. 自立支援協議会費 8. 自立支援医療費 9. 地域生活支援費 11. 国民年金費 12. 国民健康保険事業費 14. 後期高齢者医療給付費 (項) 2. 児童福祉費 (目) 1. 児童福祉総務費 2. 児童措置費 3. 保育園費 (項) 3. 生活保護費 (目) 1. 生活保護総務費 (項) 4. 災害救助費 (目) 1. 災害救助費 (款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 1. 保健衛生総務費 2. 予防費 3. 母子衛生費 (款) 8. 土木費 (項) 45. 住宅費 (目) 1. 住宅管理費 (款) 10. 教育費	(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 4. 環境衛生費 5. 公害対策費 6. 雑草除去費 (項) 2. 清掃費 (目) 2. じんかい処理費 3. し尿処理費 (款) 5. 労働費 (項) 1. 労働諸費 (目) 1. 労働諸費 (款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費 (目) 1. 農業委員会費 3. 農業振興費 4. 畜産業費 5. 農地費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費 (款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 2. 商工業振興費 3. 観光費 (款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費 (目) 2. 建築指導費 (項) 2. 道路橋梁費 (目) 3. 道路新設改良費 4. 排水路整備費 (項) 3. 河川費

(款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費 (目) 1. 元金 2. 利子 各款における人件費に関する事項	(項) 1. 教育総務費 (目) 2. 事務局費 3. 教育指導費 (項) 2. 小学校費 (目) 1. 学校管理費 2. 教育振興費 3. 学校建設費 (項) 3. 中学校費 (目) 1. 学校管理費 2. 教育振興費 3. 学校建設費 (項) 4. 幼稚園費 (目) 1. 幼稚園費 (項) 5. 社会教育費 (目) 1. 社会教育総務費 2. 生涯学習センター費 3. 図書館費 (項) 6. 保健体育費 (目) 3. 学校給食費	(目) 1. 準用河川費 (項) 4. 都市計画費 (目) 1. 都市計画総務費 2. 公共下水道費 3. 公園費 5. 森林公園費 6. 駅周辺整備費 7. 都市基盤再整備費 (款) 10. 教育費 (項) 6. 保健体育費 (目) 2. 体育施設費
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 第2表 継続費補正 教育民生常任委員会

第3条 第3表 繰越明許費補正 総務常任委員会 教育民生常任委員会 産業建設常任委員会

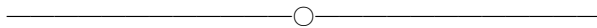
第4条 第4表 債務負担行為補正 総務常任委員会

第5条 第5表 地方債補正 総務常任委員会

○議長(山越 守君) つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る23日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

また、予算特別委員会において、議案第22号ないし議案第28号の7件を審査終了の上、来る23日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第36、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長(山越 守君) お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のためあす11日から22日までの12日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山越 守君) 御異議なしと認めます。よって、あす11日から22日までの12日間、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時41分散会